短期入所生活介護おおすみ苑　サービス利用料金表

令和8年8月　改訂版

下記の料金表に従い、ご契約者の要支援・要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付を除いた金額（自己負担額）と食事・居住費に係わる標準自己負担額の合計金額をお支払い頂きます。

１：介護給付の対象となるサービス料金　（１割負担分）　※1日につき

①　サービス利用に係る自己負担額

要介護認定	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
単　位　数	529	656	704	772	847	918	987

②　その他の介護給付サービス加算

加算の種類	加算額
送迎加算（片道につき）	184
サービス提供体制加算Ⅱ	18
夜勤職員配置加算Ⅳ	20
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10
介護職員処遇改善加算　（17.6%）	各個人別

２：介護給付の対象外となるサービス料金　※1日につき

①食事に係る自己負担額（保険外）	利用者負担額（8月から）	第１段階	300
		第２段階	600
		第３段階①	1,030
		第３段階②	1,360
		上記以外	1,445
②居住費に係る自己負担額（保険外）	利用者負担額（8月から）	第１段階	880
		第２段階	880
		第３段階①	1,370
		第３段階②	1,470
		上記以外	2,066

３：利用者負担段階別・介護度別料金早見表（1日につき）　※加算は含まれておりません

段　階	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
第1段階	1,709	1,836	1,884	1,952	2,027	2,098	2,167
第2段階	2,009	2,136	2,184	2,252	2,327	2,398	2,467
第3段階①	2,929	3,056	3,104	3,172	3,247	3,318	3,387
第3段階②	3,359	3,486	3,534	3,602	3,677	3,748	3,817
上記以外	4,040	4,167	4,215	4,283	4,358	4,429	4,498

４：段階について

【第１段階】	生活保護受給者・世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受給している方
【第２段階】	世帯全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間82.65万円以下の方（障害年金・遺族年金などは所得金額に含む）かつ、預貯金等の合計が650万円（夫婦は1,650万円）以下。
【第３段階①】	生体全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間82.65万円超～120万円以下。かつ、預貯金等の合計が550万円（夫婦は1,550万円）以下。
【第３段階②】	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間120万円超。かつ、預貯金等の合計が500万円（夫婦は1,500万円）以下。
【第４段階】	世帯に課税者がいる、本人が市町村民税課税者